

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



制度紹介(参考:生活と健康を守る新聞)

自主申告は大切です 年収 400 万円以下の人

所得税の還付を受けるために確定申告が必要

年金を受けている人の多くは、扶養人数などに基づいて、年金から税金を天引き(源泉徴収)されています。国保料や介護保険料などの社会保険料を支払った場合、災害などによって住宅や家財に損害を受けた場合、一定額以上の医療費がかかった場合、扶養親族の増減などがあった場合などには、確定申告をすることで税金が下がる場合があります。天引きされていた後期高齢者医療保険料を控除すると、税金が下がるという例もあります。

所得税がかからなくても住民税の申告を

年金以外に申告する所得がなく、還付も発生しない人や、年金以外に申告する所得があっても、その額が20万円以下の方は住民税の申告をしましょう。

こんな人は必ず申告を

- 住民税や国保料、介護保険料が大幅に上がり苦しい
- 税金の計算が分からない、税額に不安や不満がある
- 制度を活用する(①公営住宅家賃や保育料が高いと思う、②就学援助など、いろいろな制度を活用したい、③医療費や介護保険料、国保料を払っている)
- 同じ世帯に所得のある人が二人以上いる
- 収入が減った(①パートや内職の仕事がなくなったり、減った、②中途退職や失業、賃金が下がった、③売り上げや農業収入などが減った、④倒産や廃業、転職をした)
- 年金収入や給与、営業、農業、漁業の所得とアパートなどの不動産所得がある
- 住宅を建てたり、購入した
- 災害にあった(①震災や水害などにより、原状回復に経費がかかった、②自然災害で農産物の出荷が減ったり、災害を防ぐための経費がかかった)

